

三鷹市内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ 三鷹商工会 中小企業等産業活性化補助金 のご案内

公募期間

令和8年2月9日(月)から
令和8年4月30日(木)まで

※予算に達し次第、募集を終了する場合があります。終了時は三鷹商工会 HP に掲載します。

- 労働生産性を高めるため機械・備品などに成長投資したい！
- 社内例規を整備するため社会保険労務士等のサポートを受けたい！
- 災害時に備えてポータブル電源を購入したい！
- BCP 策定のための助言を受けたい！
- 空調更新や照明 LED 化で省エネをしたい！
- 新たな顧客開拓のための HP・チラシを作りたい！
- 商談会や展示会に出展して受発注の促進をしたい！
- システム導入によりデジタル化を図りたい！ など



省エネ化（LED化・脱炭素化）やデジタル化、新規販路開拓（HP制作・展示会出展等）、生産性向上等に要する経費などについて、補助します。

本事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により実施します。

●補助金は誰が利用できるの？

対象者：三鷹市内で事業を営む市内中小企業等（法人又は個人事業主）が対象です。
過去、本補助金に採択された補助事業者は、類似した補助事業は対象外となります。

☆発注先は原則三鷹市内の業者でお願いします。業者をお探しの場合は三鷹商工会までお問合せください。

●申請枠

①成長投資支援枠 ②レジリエンス枠 ③デジタル枠 ④グリーン枠 ⑤一般枠

申請枠によって補助金額や補助率が異なります。

①成長投資支援枠

New

| | |
|--------|--|
| 対象 | 労働生産性向上に向けた中・大規模な設備投資事業 |
| 補助上限 | 300万円 |
| 補助率 | 補助対象経費(税抜)の2分の1以内 |
| 対象経費 | 機械、備品の購入、製作、リース及び設置等に要する経費 ソフトウェア・情報システムの購入、構築等に要する経費（HP制作などは除く） |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和9年1月31日まで |
| 条件 | ・経費全体で100万円(税抜)以上であること ・労働生産性を年3%以上向上させる計画に基づくこと |
| 審査 | この申請枠に限り、申請後に面接プレゼン審査を実施する予定です(4～5月予定)。 審査の日程は対象事業者へ別途ご連絡いたします。 |

②レジリエンス枠

| | |
|--------|---|
| 対 象 | 賃上げや人材確保に資する事業。 サプライチェーン強靱化の備えとして、 事業継続計画（BCP）の策定や リスクの備えに資する事業。 |
| 補助上限 | 30万円 |
| 補助率 | 補助対象経費(税抜)の3分の2以内 |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和8年9月30日まで |

③デジタル枠

| | |
|--------|--|
| 対 象 | DX(デジタルトランスフォーメーション) の取組みを促進する事業で、 デジタル人材の育成やシステム構築に 係るもの。 ※HP 作成について EC 機能やオンライン予約機能など効率化につ ながるものは、「デジタル枠」に該当。それらの 機能を含まない場合は「一般枠」に該当。 |
| 補助上限 | 30万円 |
| 補助率 | 補助対象経費(税抜)の3分の2以内 |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和8年9月30日まで |

④グリーン枠

| | |
|--------|--|
| 対 象 | 省エネ化・LED化及び脱炭素化への 対応や取組みを促進する事業。 (CO2削減に資すると判断できるもの) |
| 補助上限 | 30万円 |
| 補助率 | 補助対象経費(税抜)の3分の2以内 |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和8年9月30日まで |

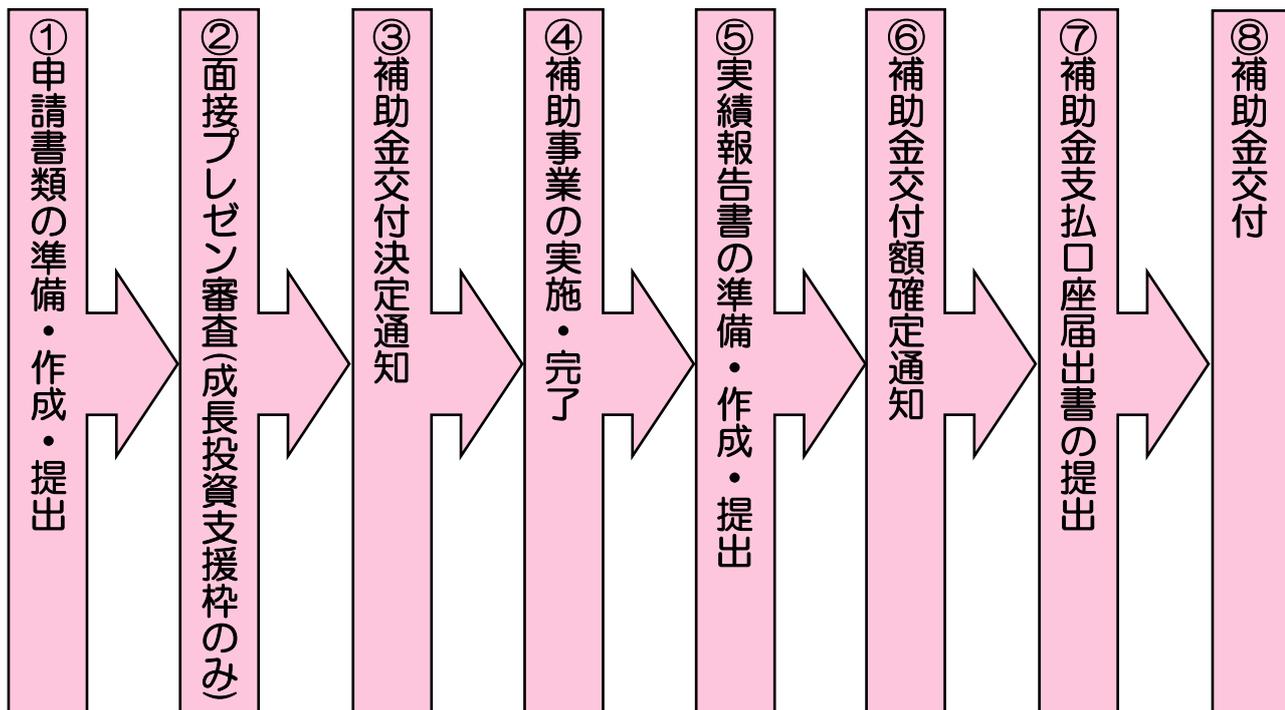
⑤一般枠

| | |
|--------|---|
| 対 象 | ①～④の枠以外の事業活性化・販路開 拓等に資するもの。 |
| 補助上限 | 30万円 |
| 補助率 | 補助対象経費(税抜)の2分の1以内 ※「新製品・新技術又は新サービスの開発のための調 査・研究・企画に要する経費」の場合は3分の2以内 |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和8年9月30日まで |

【補助金の交付決定について】

- 1：前記①～④枠かつ新規の申請者を優先的に採択します。
- 2：①～④枠かつ新規の申請以外の申請は1の審査が終了後に審査開始となります(予算に達し次第募集終了)。
- 3：補助金の振り込みは、採択され、事業完了後・実績報告書の検査後となります。

●申請から補助金交付までの流れ



●補助金の対象経費は？

申請枠ごとに異なりますが、下記のものが原則として「補助対象経費」となります。

| 分類 | 導入例 | 効果等 |
|---|--|---|
| ①機械、備品の購入、製作、リース及び設置等に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> 加工機高機能化、手動工程設備自動化 技能依存設備、増産対応型設備への更新 単工程設備を多工程一体型設備へ入替 業務用調理器具（厨房機器）類等 ポータブル電源等 電動アシスト自転車等（3輪・4輪のみ） デジタルファブリケーション機器等 LED照明、業務用空調設備類等 など | <ul style="list-style-type: none"> 稼働率向上、省人化、作業時間短縮 属人化の解消、増産・受注拡大 工程削減とリードタイム短縮の実現 仕込時間・調理時間等短縮、効率化 災害・停電時への備え 輸送力の向上 先端的デジタル技術による効率化 省エネ化、CO2削減 |
| ②店舗レイアウト変更等に係る工事経費 | 店舗改修によるレイアウト変更等 | 作業スペースの確保や保管スペースの拡大 |
| ③ソフトウェア・情報システムの購入、構築等に要する経費 | 在庫管理、販売・顧客管理、診療予約管理、勤怠管理、会計・給与システム等 | それぞれのシステム化・デジタル化による業務効率化 |
| ④新製品・新技術または新サービスの研究・開発のための調査・研究・企画に要する経費 | 新製品製造のための試作品開発等 | 業務マニュアル作成やスキルの向上等による作業の効率化など |
| ⑤特許などの工業所有権の取得申請に要する経費 | 特許取得に係る申請経費等 | 特許取得による権利の保護 |
| ⑥研修や専門家の助言等に要する経費（BCP策定等を含む） | 賃上げや人材確保に向けた、社会保険労務士等による、社内例規の作成。 人材育成・教育訓練・BCP策定の専門家謝金等 | スキルの向上による作業効率化・BCP策定によるリスク管理 |
| ⑦広告宣伝（チラシ・パンフレット・HP等）や展示会出展などの販売促進、販路拡大に要する経費 | 販売促進に係る経費・HP作成・展示会出展に係る経費等 | 顧客獲得・売上向上に寄与 ※HP作成について EC機能やオンライン予約機能など効率化につながるものは、「デジタル枠」に該当。それらの機能を含まない場合「一般枠」に該当 |

1. 成長投資支援枠は①、③ 2. レジリエンス枠は①～⑦、 3. デジタル枠は①、③～⑦、
4. グリーン枠は①～⑦ 5. 一般枠は①～⑦ がそれぞれ補助対象経費となります。

●補助対象外経費は？

下記に該当するものは補助対象外経費となります。

その他の補助対象外経費は三鷹商工会 HP をご確認ください。



三鷹商工会 HP

- ・ 交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費
- ・ 同一対象経費について、国や三鷹市等の地方公共団体から補助金の交付を受けている経費
- ・ 本事業の趣旨に反する経費（汎用性のあるもの…PC、タブレット端末、複合機、消耗品類等）
- ・ 既に導入している設備等の維持管理費、更新料等に係る経費
- ・ 通常の事業活動に伴う経費（例:事務所賃料、水道光熱費、燃料費、賃金、交際費、通信費等）
- ・ 経費の算出が適正でないもの（事業とは関係のない経費、領収書等がないもの、福利厚生費用等）
- ・ 事務所の清掃費用等、施設の維持管理を目的とした経費
- ・ その他三鷹商工会長が不相当と認める経費

● 交付対象者は？

① 下表に当てはまる市内中小企業等（法人又は個人事業主 フリーランスも対象です。）

| | 業種 (中小企業基本法 分類) | 次のいずれかを満たすこと | |
|--------------------|------------------------|------------------|---------------|
| | | 資本金の額 又は出資の総額 | 常時使用する 従業員 |
| 会社 または 個人事業主 | 製造業、建設業、 運輸業、その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| | サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| | 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| 会社以外の法人※ | | — | 300人以下 |

※ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人。

② 交付申請日時点において、継続して市内で事業を営んでいること。

【※市内に事業所を有していることの判断基準】

● 判断基準（○：交付対象、×：交付対象外）

- ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×
- ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×

③ 次のいずれにも該当しないこと

- (1) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) その他三鷹商工会長が不相当と認める者

● 注意点

- ・三鷹商工会 HP に掲載している補助金交付要綱をご確認の上、ご申請ください。
- ・本補助金は、事業が全て完了し、実績報告後の交付になります。
- ・交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費については補助対象外となります。
- ・補助対象期間内に支払が完了しなかった場合は、交付対象外となります。
(補助対象期間は申請枠により異なります。)

● 申請先・問合せ先

提出書類一式を、下記へ郵送（簡易書留を推奨）又は窓口にて提出してください。申請書は三鷹商工会で配布するほか三鷹市生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口や三鷹商工会のHPから入手できます。

【書類送付先】〒181-0013 三鷹市下連雀 3-37-15 三鷹商工会 活性化補助金係 宛

【問合せ先】三鷹商工会（平日9時～17時30分）

TEL：0422-49-3111

メール：mitaka@shokokai-tokyo.or.jp



三鷹商工会 HP